

岐阜県公報

第 二 百 七 十 一 号
令 和 四 年 二 月 一 日
(火曜日)

目 次

告 示

○保安林の解除をしようとする旨の通知
○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 四九^{ページ}
(同) 四九

選挙管理委員会告示

○施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更
○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消

(選挙管理委員会) 五一
(同) 五一

公 示

○県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地整備課) 五一

告 示

岐阜県告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

瑞浪市釜戸町字論栃二三八七の四一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町大ケ洞字馬瀬戸四六四・四六七・四八八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四六二、四六三、四六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町上呂字サクジ二四四九・二八三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町古関字若栃一七七三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があつたので、その旨を告示する。

令和四年二月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

所在地の変更

名 称	変 更 後	変 更 前
老人保健施設 寺田ガーデ ン	岐阜市寺田7—77	岐阜市寺田7—86
医療法人社団誠公会 平野 総合病院	岐阜市黒野176—5	岐阜市黒野176
医療法人慶城会 名和病院	大垣市藤江町6—50	大垣市藤江町6—3—1
社会福祉法人浩仁会 特別 養護老人ホームまほろば	揖斐郡大野町南方石ノ上 356—1	揖斐郡大野町南方石ノ上 355

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨を告示する。

令和四年二月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称 所 在 地

養護老人ホーム 西濃清風園 不破郡龍井町神谷621—2

公 示

。県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川一期地区（旧 溜池）	中津川市役所	令和 四・二・一 から 三まで

令和四年二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社